

施設利用規約

第一章 総則

第1条(定義)

- (1)「当スタジオ」とは、パラダイムゴルフAstudio をいいます。
- (2)本施設の運営管理(会員資格の取得及び変更、会費・諸費用の收受、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む)は、当スタジオが行います。

第二章 会員

第2条(会員)当スタジオが利用を承認した方を会員とします。

第3条(入会資格)当スタジオの会員は、次の各号のすべてに適合する方に限ります。

- (1)健康状態に異常がなく、医師から運動を禁止されていない方
- (2)本施設の趣旨に賛同し施設利用規約、その他の規則を守る方
- (3)成年被後見人及び被保佐人でない方
- (4)心臓病、高血圧症、皮膚病、伝染病、精神病及びこれに類する疾患のない方
- (5)全身の七分の一を超える広さの刺青タトゥーをされていない方で尚且つ店内において他の方の目に触れないよう衣服等で覆い隠すことができる方。
- (6)暴力団関係者でない方
- (7)妊娠されていない方
- (8)未成年の場合、入会に際し保護者の方の同意を得た方
- (9)同業者でない方
- (10)その他各施設ごとに定められた審査のうえ適切と認められた方

第4条(入会・退会契約の締結及び手続き)

(1)本施設の会員となることを希望される方は、申込手続きをおこない、当スタジオが定める入会金を納入していただきます。

(2)会員は、各月の10日(10日が休館日の場合翌営業日)までに本クラブに所定の退会届を提出・またはシステム上で手続きを行うことにより、その月末限りで退会することができます。電話等口頭での退会は受け付けません。10日を過ぎた場合は、本クラブの事務手続き上、翌月末日扱いになります。なお、本クラブが退会届を受領しない限り会費支払義務は発生するものとします。

第5条(入会金)入会金は当スタジオが別途定める金額とし、入会時に領収します。領収した入会金は理由の如何に関わらず返還いたしません。

第6条(会員証=紙の会員証は使わない。クラウド会員証で対応するため記載方法が変更となる。)

- (1)当社及びパートナーは会員に資格を証するための会員証を交付します。
- (2)前項により会員は本施設の入場に際して当社及びパートナーが交付した会員証を持参していただきます。
- (3)会員証は第三者に貸与・譲渡できません。
- (4)会員は第15条により会員資格を喪失した場合、速やかに会員証を当社及びパートナーに返還していただきます。
- (5)本カードを紛失された場合は、再発行手数料として550円(税込)を支払うものとします。

第7条(利用資格)次の各号に該当する方は本施設をご利用できません。

- (1)妊娠している方
- (2)酒気を帯びている方
- (3)刃物など危険物をお持ちの方
- (4)その他第3条の各号を満たすことができない方

第8条(利用料)会員は施設を利用する場合、当スタジオが定める利用料を支払うものとします。

第9条(利用料の返金)納入済みの利用料については、以下に該当する場合においてのみ、返金またはクレジット決済の取消をさせていただきます。その際の返金方法は口座振込(手数料お客様負担)とさせていただきます。健康上の理由、その他当スタジオが認めた場合。(必ず証明する書類、診断書等の提示が必要となります。)

返金額はチケット種別毎に当社の定める計算方法に則り算出いたします。

上記以外の場合、利用料は理由の如何に関わらず原則返還いたしません。

第10条(施設利用)当スタジオは施設利用の円滑化を図るため、本施設利用は原則的に予約制とします。予約時間、予約方法などに関しては別途定めます。

第11条(振替受講)レッスンを無断でキャンセルした場合、振替受講はできません。

第12条(会員資格及び譲渡・名義変更)会員の資格及び各種チケットは、当スタジオが承認した場合を除き、他に貸与・譲渡及び名義変更はできません。また、担保、差入等の処分もできません。

第13条(会員資格の喪失)会員が次の号のいずれかに該当した場合には、その資格を失います。

- (1)死亡したとき
- (2)第3条に定める会員資格が欠けたとき
- (3)第14条により除名されたとき

なお、会員資格の喪失時期は会員が上記項目に該当したそのときとなります。

第14条(除名)会員が次の号のいずれかに該当する場合、当スタジオは会員を除名できます。

- (1)入会にあたり提出する書類に虚偽の申告をしたとき
- (2)本規約・規則・その他当スタジオの定めた事項に反する行為があったとき
- (3)本施設の名誉、信用を傷つけたり、他の会員との協調性を欠き運営の秩序を乱したとき
- (4)本施設の設定などを故意に損壊したとき
- (5)入会後に同業者の方と判明したとき
- (6)その他、会員としての品位を損なうと認められた行為があったとき
- (7)本施設内での営業・宣伝・勧誘活動や販売行為が認められたとき
- (8)施設利用に際して不当且つ不合理な要求をなすなどにより当社及びパートナー・従業員を著しく困惑せしめたとき
- (9)第18条の禁止行為に違反したとき

上記の理由により除名されたとき、会員は損害賠償の請求をおこなうことができません。

第15条(体験レッスン)当スタジオは入会前の体験レッスンにおいて、会員以外の方に施設を利用させることができます。体験レッスンの利用料などについては別途定めます。

第三章 運営・管理

第16条(運営管理)本施設は次の各号に基づき、運営管理をおこないます。

- (1)本施設の運営管理は当スタジオの責任においておこなわれます。
- (2)会員は本施設の運営管理について希望や意見を述べることはできますが、強く要求したり関与することはできません。
- (3)当スタジオは施設の利用など、運営管理に関する規則を定め、且つこれを変更することができます。

第17条(諸規則の遵守義務)会員は本施設の利用に際し、所定の手続きをおこなうとともに、本規約、細則ならびにその他、当スタジオが定める運営管理に関する規則に従うものとします。

第18条(禁止行為)

- (1)他人を誹謗・中傷(SNS等インターネット等の書き込み含む)すること
- (2)許可なく本施設において物品の売買やパーソナルトレーニング等の営業行為や勧誘をすること
- (3)営利・非営利を問わず勧誘行為(団体加入の勧誘を含む)をすること
- (4)許可なく館内を撮影、または録音すること
- (5)他人に対する暴力や施設設備への落書きなど、公共のマナー・道徳に反する行為
- (6)ペット・動物を持ち込むこと
- (7)館内での喫煙
- (8)当スタジオスタッフの業務を妨げる行為
- (9)ストーカー行為など、他人の迷惑や施設利用の妨げとなる行為
- (10)他人の施設利用を妨げる行為
- (11)その他、本条各号に準じる行為
- (12)当スタジオスタッフへの以下の行為
 - (ア)個人的交友、金銭等の貸し借り、その他の迷惑行為や不適切な行動をとる行為
 - (イ)退職の勧誘、他社への就職あっせん、引抜きその他これらに類する行為
 - (ウ)当スタジオへの許可なく面談、電話、連絡、書面の交付等を求める行為
- (13)公平性を欠き、他の利用者の円滑なシステム利用を妨げる下記の行為
 - (ア)自動操作ツール、外部ツール等を利用して予約を取得、変更、キャンセルをする行為
 - (イ)その他当社が不当と認める通常とは異なる方法で予約を取得、変更、キャンセルをする行為

第19条(休業日)各施設の定める日、年末年始、夏季休業、設備等の点検・メンテナンスや改装、ならびに当スタジオが定める日を休業日とします。

第20条(営業時間)各施設の定める営業時間とします。

第21条(当社スクールの免責)会員は本施設内において、自己及び自己の所有物を自らの責任において管理するものとし、当スタジオは施設内で発生した盗難、傷害その他の事故について当スタジオに重大な過失がある場合を除き、一切の賠償責任を負わないものとします。

第22条(損害賠償責任免責)

- (1)会員が本施設の利用中、会員自身が受けた損害に対して、当スタジオは、当スタジオに故意または過失がある場合を除き、当該損害に対する責を負いません。
- (2)会員同士の間が生じた係争やトラブルに対して、当スタジオは、当スタジオに故意または重大な過失がある場合を除き、一切関与いたしません。

第23条(会員の損害賠償責任)

- (1)会員は本施設の利用中、会員の責に帰すべき事由により当スタジオ、他の会員、第三者に損害を与えたときは、その会員が当該損害に関する責任を負うものとします。
- (2)会員はロッカーキーを紛失した場合、その旨を直ちに当スタジオスタッフ従業員に告げ、ロッカーキー及びシリンダーの実費として、4400円(税込)を当社又はパートナーに支払うものとします。変更可能性あり

第24条(諸料金の変更)当スタジオは、入会金・会費・利用料等を、社会・経済情勢の変動を勘案して改定することができます。

第25条(事故の責任)会員は、本施設内の活動に際しては、本施設の諸規定及び施設管理責任者並びに指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。これに違反して盗難、傷害等の事故が起こっても、本施設及び指導者等に対して一切の損害賠償を請求しないものとする。

第25条(施行)本規約は2024年2月1日より施行します。